

## 新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会の運営について

平成 26 年 3 月 18 日

平成 26 年 11 月 11 日改正

マイナンバー等分科会座長決定

「新戦略推進専門調査会分科会について」（平成 25 年 10 月 3 日新戦略推進専門調査会決定、平成 26 年 2 月 21 日改正）第 5 項に基づき、マイナンバー等分科会（以下「分科会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 分科会が行う調査・検討内容については、新戦略推進専門調査会に対し報告するものとする。
2. 分科会に座長代理を置くことができる。座長代理は構成員のうちから座長が指名する。座長代理は、座長に事故があるときに、その職務を代理する。
3. 会議は原則として非公開とする。ただし、座長が必要と認める場合には、公開とすることができる。なお、会議の議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。
4. 会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. 座長は、構成員から代理出席の求めがあったときは、これを認めることができる。
6. 分科会の庶務は、内閣府、特定個人情報保護委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。